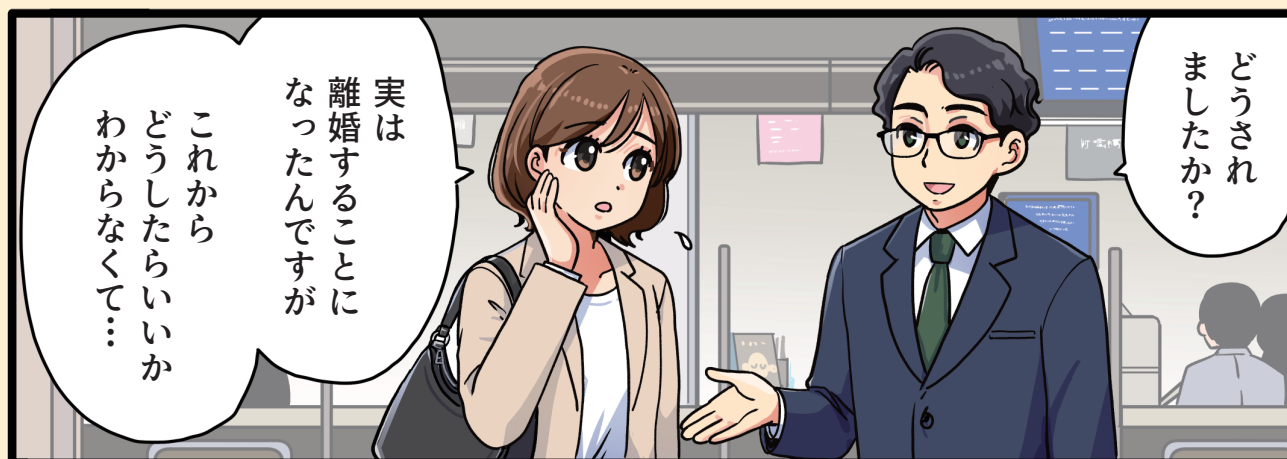
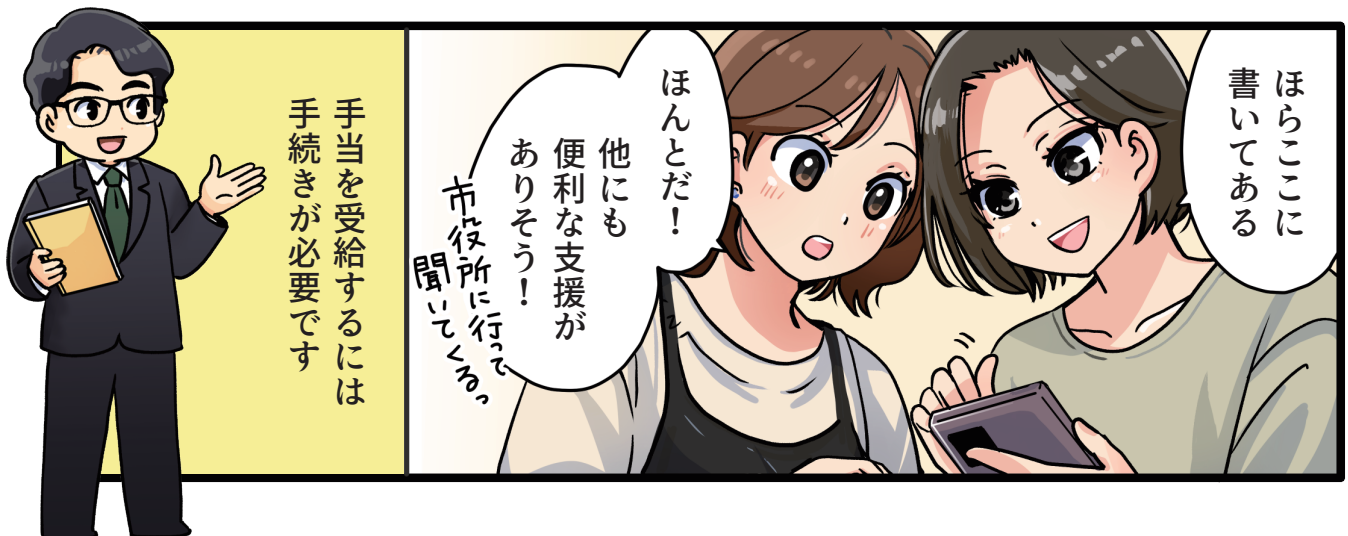
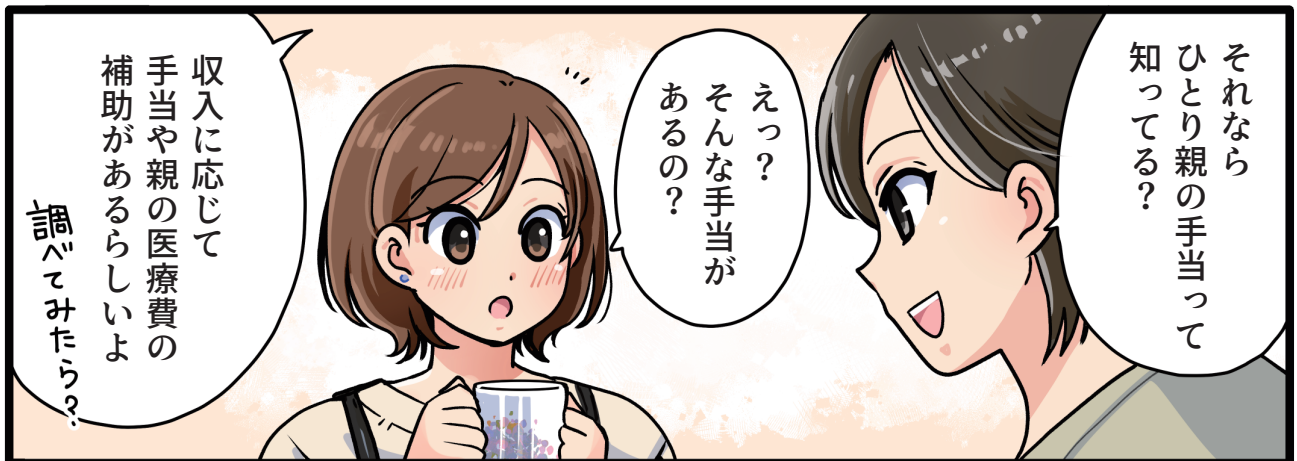
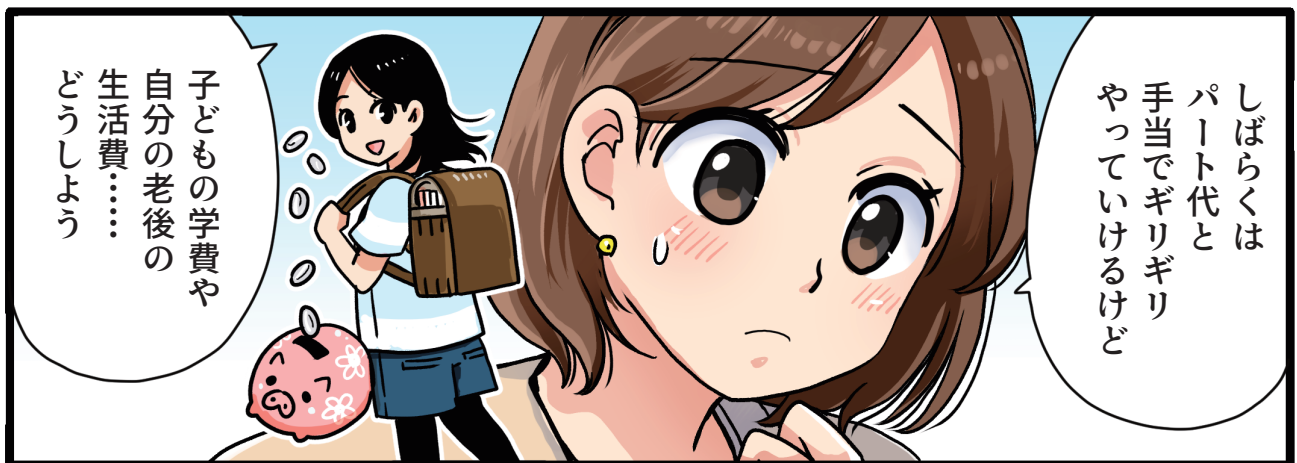
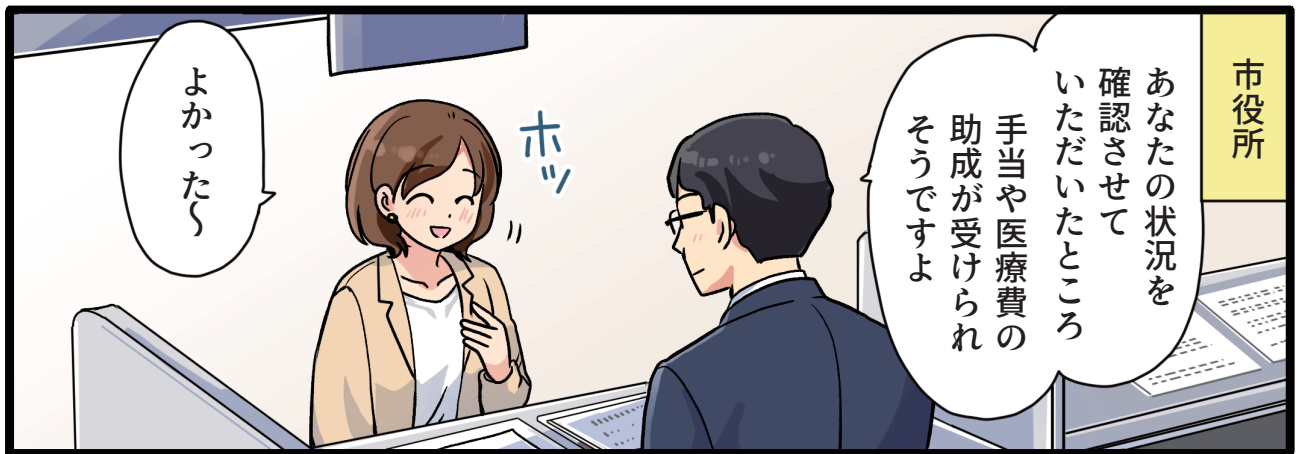


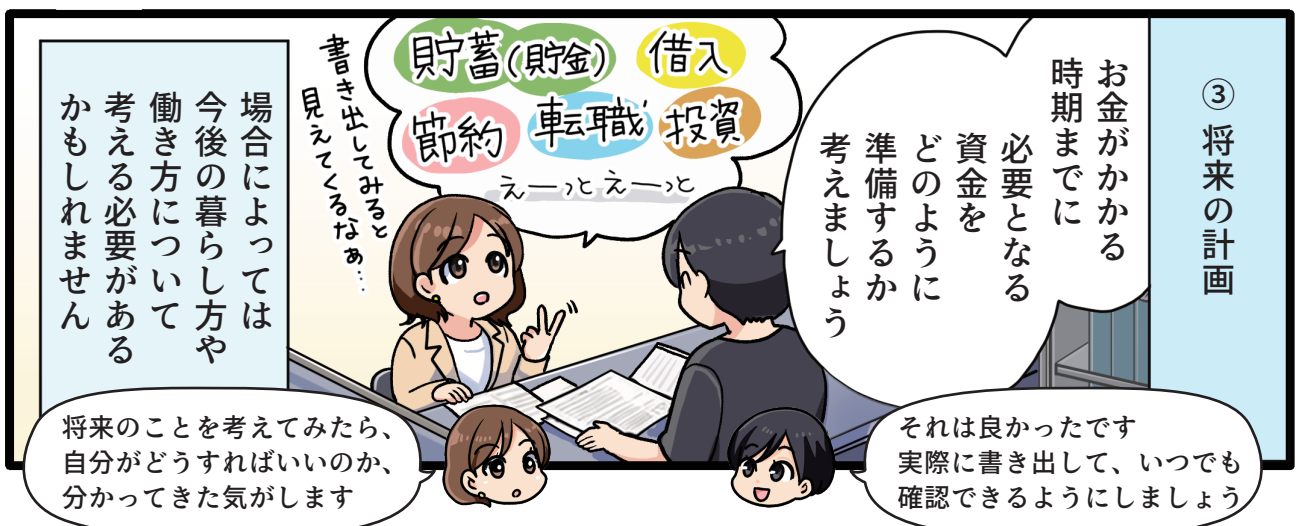
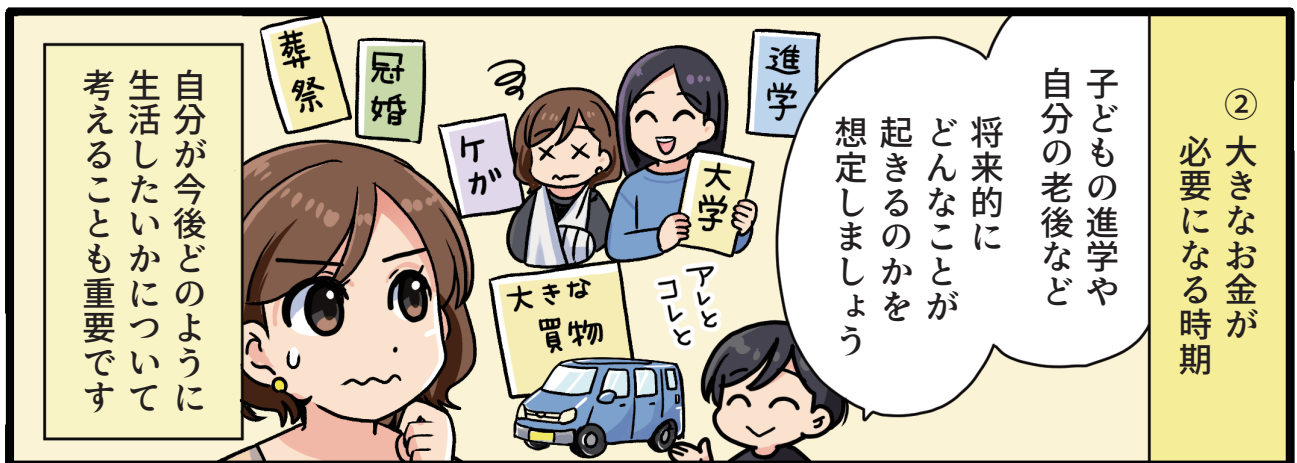
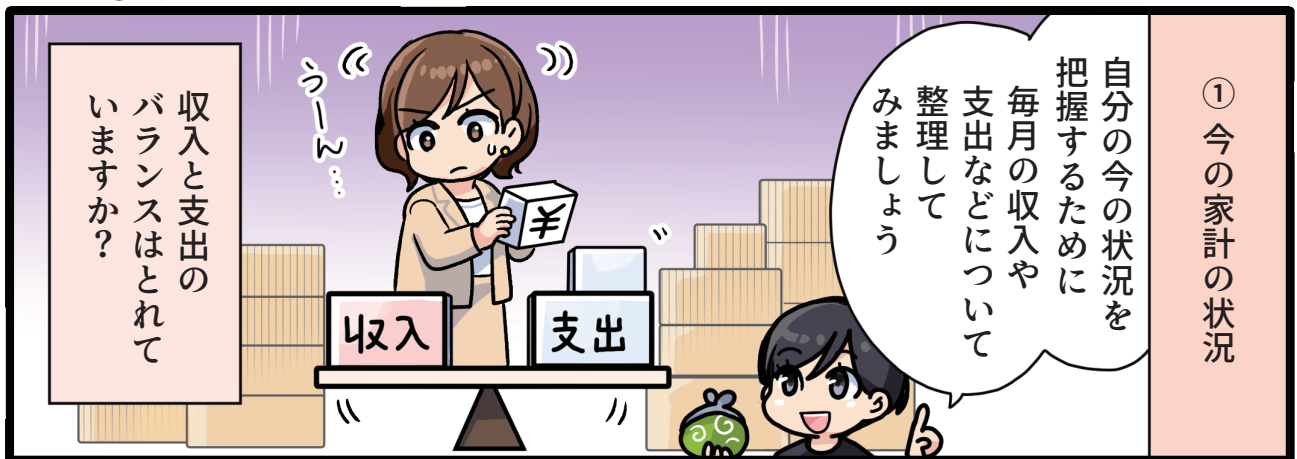
令和 8 年度版

ひとり親家庭のしおり









3つのポイントについて考えてみましょう

①今の家計の状況を把握する

記入日：令和 年 月 日

収入	給与	円/月	養育費	円/月	
	手当	円/月	その他	円/月	① 合計 円
支出	食費	円/月	教育費 (習い事、塾など)	円/月	
	住居費	円/月	保険・医療費	円/月	
	光熱水費	円/月	貯蓄	円/月	
	交通・通信 (定期、スマホ、Wifiなど)	円/月	その他 (娯楽など)	円/月	② 合計 円
					①-② 合計 円

②大きなお金が必要になる時期を予測して、③将来の計画を立てる

手当や医療費助成が無くなる

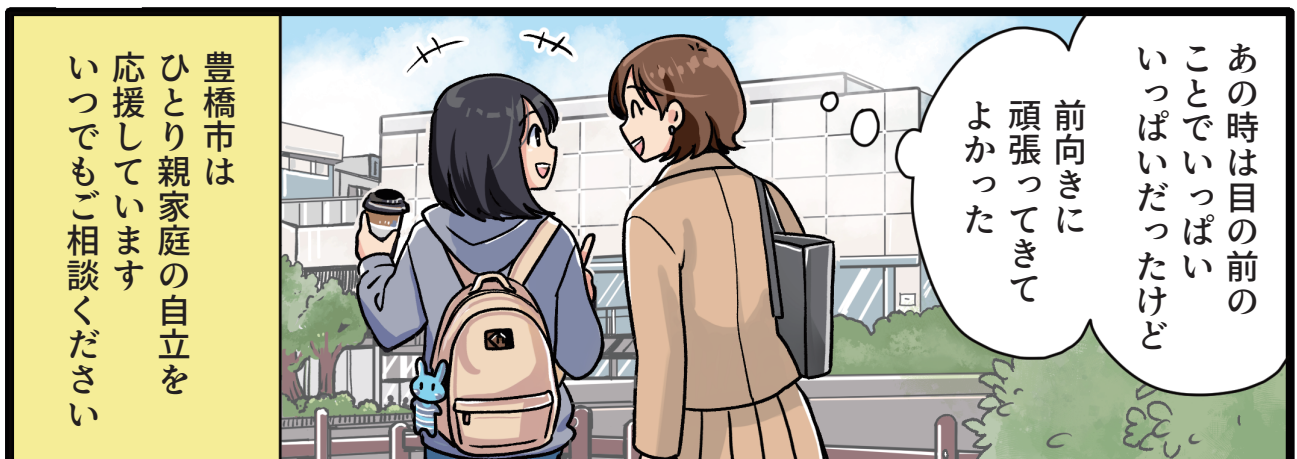
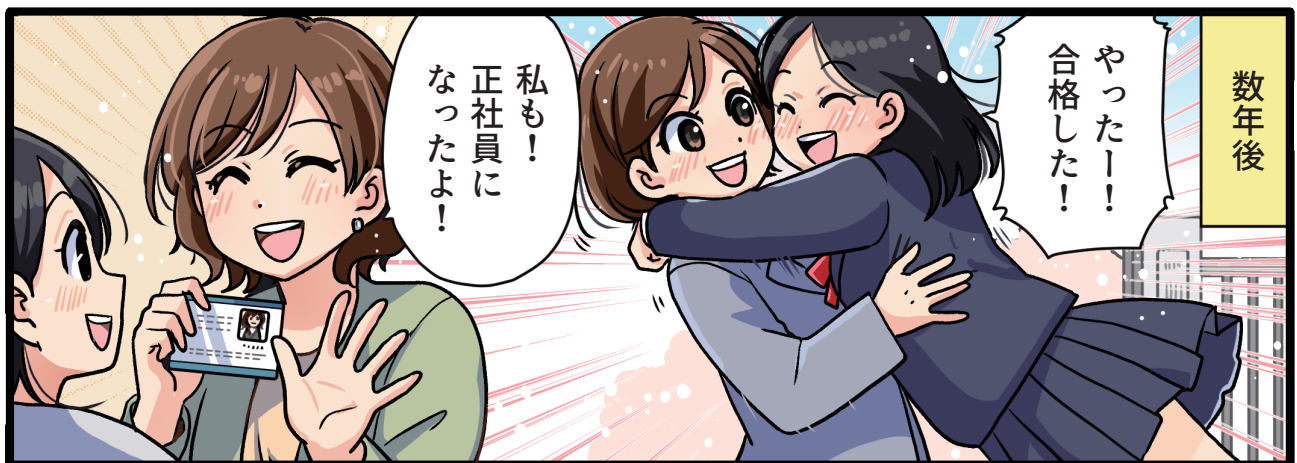
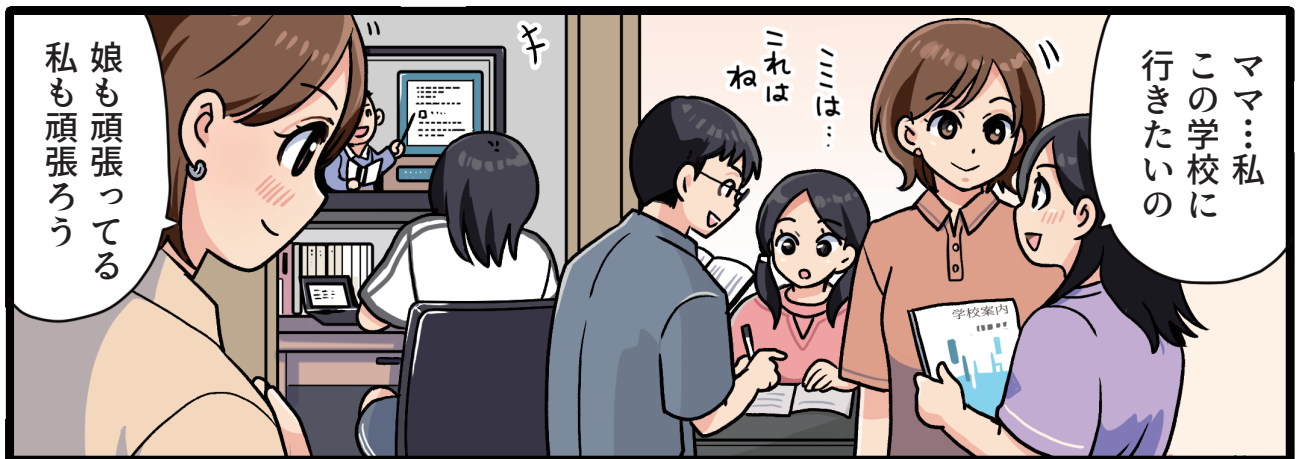
年	年 () 年後	年 () 年後	年 () 年後	年 () 年後	年 () 年後	やりたいこと、買いたい物、 将来の生活イメージなどを 考えてみましょう
時期	小学校入学 (子 7 歳 ^{※1})	中学校入学 (子 13 歳 ^{※1})	高校入学 (子 16 歳 ^{※1})	大学入学 (子 19 歳 ^{※1})	老後	
あなたの 年齢	歳	歳	歳	歳	歳	(例) ・海外旅行にいきたい ・マイホームを建てたい など
教育費 (例) 学費、制服 部活、教材 など	円	円	円	円	老後 1人あたりの 最低生活費 ^{※2} 約 18 万円 / 月	
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
	(例) 制服 50,000 円	円	円	円		
その他 費用	(例：家電買い替え、運転免許取得、車検、医療費、親の介護費 など)					
資金の 準備方法	(例：貯金、投資、資格取得 など)					

※1 子どもの年齢は一般的な年齢を記載しています。

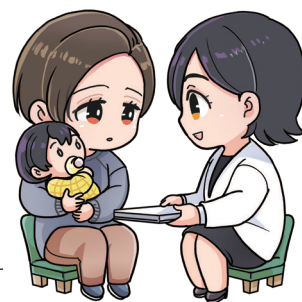
※2 総務省統計局「令和6年全国家計構造調査」を参考に作成



◀詳しくはこちら



もくじ



離婚後の子の養育に関するルールについて ————— 9

01 ひとり親になる前に知っておこう ————— 10

養育費の取り決めにかかった費用の助成	10
離婚前後親支援講習会	11
生活支援講習会	11
離婚前相談会	11

02 お金のはなし ————— 12

各種手当の支給（児童扶養手当など）	12
母子父子家庭等医療費の助成	15
母子父子寡婦福祉資金の貸付	16
JRの通勤定期乗車券の割引	17
住宅支援資金の貸付	17
税の控除について	17

03 仕事のはなし ————— 18

母子・父子自立支援員による就業支援	18
母子家庭等就業支援センターの各種事業	18
母子・父子家庭等自立支援給付金	19

04 学びのはなし ————— 20

子どもの居場所づくりと学習支援「学習教室ステップ」	20
高等学校卒業程度認定試験合格支援	21
その他の支援（就学援助・奨学金など）	21

05 生活のはなし ————— 22

子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	22
ファミリー・サポート・センター	22
日常生活支援	22
その他の支援（保育園・児童クラブ・フードドライブ・相談窓口など）	23
豊橋市母子福祉会のご案内	23

離婚後の子の養育に関する ルールについて

※最新の情報はホームページを
ご覧ください。

ルールについて▶



父母が離婚後も適切な形でこどもの養育に関わりその責任を果たすことは、こどもの利益を確保するために重要です。

2026年（令和8年）4月1日に施行された民法等改正法では、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直されました。

親 権

これまでは、離婚後は父母の一方のみを親権者と定めなければなりませんでした。これからは、離婚後に共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることもできるようになります。

養育費

養育費とは、こどもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。こどもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。他方の親が、養育費の支払いを通してこどもを大切に思っていると示すことは、こどもの生活の安定だけでなく、心の安定につながる重要なことです。

養育費について取り決めるときは、まずはしっかりと父母で話し合いましょう。実際に取り決めるときには、養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めてください。また、取り決めた内容については、後日、トラブルにならないように、口約束ではなく、公正証書などの書面に残してください。

※養育費の取り決めにかかった費用の助成を行っています。

詳しくは豊橋市ホームページをご覧ください。

費用の助成について▶



親子交流

親子交流とは、こどもと離れて暮らしている父母の一方が、こどもと定期的・継続的に会って話をしたり、いっしょに遊んだりして交流することをいいます。親子交流は、こどものためのものであり、親子交流の取り決める際には、こどもの気持ち、日常生活のスケジュール、生活リズムを尊重するなど、こどもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。

最新の情報はこちらから

豊橋市
ひとり親家庭
支援 LINE



豊橋市
ホームページ
ひとり親家庭支援

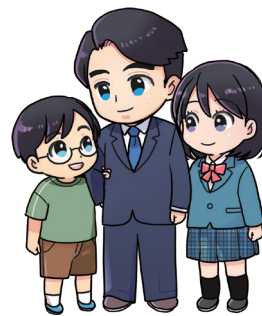


こども家庭庁
ひとり親家庭のための
ポータルサイト



01

ひとり親になる前に 知っておこう



養育費の取り決めにかかった費用の助成

TEL 0532-51-2320

ひとり親家庭の生活の安定と、子どもの健やかな成長のため、養育費の取り決めのための公正証書作成費用や、家庭裁判所の調停申立費用などを助成します。

1 対象となる方

市内に居住し、助成金の申請時に20歳未満の子どもがいるひとり親で、次のすべてに当てはまる方

- 養育費の取り決めにかかる債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、調停調書など）を有している
- 養育費の取り決めにかかった費用を負担している
- 取り決めの対象となる子どもを実際に養育している

2 対象となる費用

- ①養育費の取り決めのための公正証書（養育費の支払いをしなかったときは強制執行（財産の差し押さえ）ができるよう取り決めされているものに限り）の作成にかかる手数料
- ②養育費請求調停や夫婦関係調整調停（養育費の取り決めを含む場合に限り）の申立てのための収入印紙代
- ③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本の取得費用、郵便切手代

※弁護士費用は対象外です。

※過去に助成対象となった文書と同内容の文書では申請できません。

3 助成額

実際にかかった経費の額（上限27,000円）

4 申請に必要なもの

- 戸籍謄本または抄本（申請者と、申請者が養育している子どもが記載されているもの）
※申請者が児童扶養手当などのひとり親家庭向けの手当や医療費助成を受けている場合は不要です。
- 助成対象となる経費の領収書（原本） ※郵便局、官公署発行のものはレシート可。
- 養育費の取り決めに関する文書（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、調停調書などの原本）
- 申請者名義の金融機関の通帳など、助成金の振込先が確認できるもの

5 申請期限

- 公正証書作成の場合、公正証書作成日から1年以内
- 養育費請求調停の場合、調停成立日または家庭裁判所による審判日から1年以内
- 夫婦関係調整調停の場合、離婚日から1年以内

離婚前後親支援講習会

TEL 0532-51-2320



離婚前後の方を対象に、養育費や親子交流に関するセミナーを実施します。

開催日時（予定）	テーマ（予定）	講師
令和8年12月19日（土） 午後1時	養育費の取り決め方法と 離婚後の新しいルール	弁護士 平野 由梨

養育費について法律相談を希望の方は、P.19「4 相談」を参照して下さい。

- 《対象》 ひとり親家庭の親、離婚を考えている親
- 《定員》 15名
- 《参加費》 無料
- 《申込み》 受付開始日など詳細は「豊橋市ひとり親家庭支援LINE」で配信します。

生活支援講習会

TEL 0532-51-2320



ひとり親家庭の親子が安心して生活するために役立つセミナーを実施します。

開催日時（予定）	テーマ（予定）	講師
令和8年8月29日（土） 午前10時	ひとり親家庭のためのお金のはなし	ファイナンシャルプランナー 尾関 さゆり

- 《対象》 ひとり親家庭の親、離婚を考えている親
- 《定員》 10名
- 《参加費》 無料
- 《申込み》 受付開始日など詳細は「豊橋市ひとり親家庭支援LINE」で配信します。

離婚前相談会

TEL 0532-51-2320



母子・父子自立支援員に、生活の不安や悩み、ひとり親になった場合に受けられる支援などについて相談できます（法律相談はできません）。

- 《日程》 奇数月の第3火曜日 ①午前10時 ②午前11時 ③午後1時 ④午後2時
- 《会場》 子育て支援課（東館2階）
- 《定員》 各回1名
- 《申込み》 電話でご予約ください。

02

お金のはなし



各種手当の支給

TEL 0532-51-2321

ひとり親家庭等の生活の安定や経済的自立、児童の健全育成を促すため、離婚などの後の一定期間各種手当を支給します。

1 対象となる方

次のいずれかに該当する児童を実際に養育している父、母または養育者の方

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母が重度の障害者
- 父または母が行方不明
- 父または母から1年以上遺棄
- 父または母が1年以上拘禁
- 婚姻によらないで出生
- 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた
- 父母がいない

2 手当の申請

受給資格の認定と支給額の決定を正確に行うため、申請者のプライバシーに踏み込んだ質問をすることや、必要に応じ実態調査などを行うことがありますので、あらかじめご了承ください(聞き取りした情報は保護されます)

申請までの流れ

- ① 説明…制度内容や、手当を受給する際の留意事項を説明します。
※公正証書などを作成した場合はご持参ください。
- ② 面接…ひとり親家庭などになった経緯や所得の状況、子どもの養育状況などの聞き取りにより受給資格があるか確認し、申請可能な場合は、必要な書類をご案内します。
- ③ 申請…全ての必要書類が揃ったら、子育て支援課で申請できます。
● 各手続きは、1時間ほどかかります。時間に余裕をもってお越しください
● 各手続きには必ず申請者ご本人がお越しください。代理人による申請はできません

3 手当の種類

① 児童扶養手当 … 子どもが18歳に到達する年度の3月分まで支給

(子どもに一定の障害がある場合は20歳未満まで延長)



手当額 手当の支払日 (申請した月の翌月分から支給)

養育児童	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)
1 人目	48,050 円	48,040 ~ 11,340 円 (所得額により設定)
2 人目	11,350 ~ 5,680 円を加算	

○全国消費者物価指数の変動により手当額が変わる場合があります

支払日	支払月分	支払日	支払月分
11 月 15 日	9・10 月分	5 月 15 日	3・4 月分
1 月 15 日	11・12 月分	7 月 15 日	5・6 月分
3 月 15 日	1・2 月分	9 月 15 日	7・8 月分

○支払日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日

児童扶養手当の一部支給停止について

「支給開始から5年」と「支給事由(離婚など)発生から7年」とを比較して、いずれか早いほうから手当額が2分の1に減額されます。ただし、就業しているなど一定の要件に該当する場合は、届出により減額が免除されます。

②愛知県遺児手当 … 子どもが18歳に到達する年度の3月分まで支給



手当額

支給開始から	児童1人につき
1年目～3年目	4,350円（月額）
4年目～5年目	2,175円（月額）
6年目以降	支給はなくなります

手当の支払日（申請した月分から支給）

支払日	支払月分	支払日	支払月分
11月25日	9・10月分	5月25日	3・4月分
1月25日	11・12月分	7月25日	5・6月分
3月25日	1・2月分	9月25日	7・8月分

○支払日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日

③豊橋市母子父子福祉手当 … 子どもが18歳に到達する年度の3月分まで支給



手当額

支給開始から	児童1人につき
1年目～3年目	2,300円（月額）
4年目～5年目	1,200円（月額）
6年目以降	支給はなくなります

手当の支払日：児童扶養手当と同じ
（申請した月分から支給）

○就業することが困難な状態などの一定の要件に該当する場合は、届出により手当の減額・喪失が免除されます

○支給開始から4年目・6年目を迎える受給者には事前に通知文を郵送します

※いずれの手当も令和7年11月分～令和8年10月分手当は令和6年分、令和8年11月分～令和9年10月分手当は令和7年分の所得で判定・算定します。

4 所得の制限

受給資格者またはその扶養義務者（同居する父、母、兄弟姉妹、祖父母、子、孫などの親族のこと）の前年の所得が下表の所得制限限度額を超える場合、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全額または一部が支給されません。

扶養親族数 （税法上の扶養人数）	受給資格者の所得制限限度額（円）		扶養義務者の 所得制限限度額（円） （この金額以上の場合支給されません）
	全部支給 （この金額未満の場合 全額を支給）	一部支給 （この金額以上の場合支給されません）	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4人	2,210,000	3,600,000	3,880,000
5人	2,590,000	3,980,000	4,260,000

- 前年中に児童の父（父子の場合は母）から養育費を受け取っていた場合、その額の8割を所得に算入します
- 給与所得・年金所得については最大10万円の控除が適用され、その他、一律8万円の社会保険料控除や障害者控除、医療費控除などがあります
- 受給資格者や子どもを税法上の扶養親族としている方は、同居していなくても扶養義務者として扱われることがあります
- 一部支給手当額の計算式（令和8年4月～）

1人目 手当額＝48,040円－（申請者の所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0264029

2人目以降 手当額＝11,340円－（申請者の所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0040719

5 現況届・所得状況届（7月下旬に案内予定）

毎年、8月1日現在の児童の養育状況や前年の所得状況を審査するため、現況届・所得状況届を提出していただきます。この届は次年度の手当を支給できるか確認するためのものです。この届を提出されない場合、11月分（1月支払分）以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

※所得により全部停止となる場合でも、提出する必要があります。

6 その他の手続き

下記のような状態になった場合は、すぐに子育て支援課へご連絡ください。

届出されない場合、手当の支払を差し止めたり、受給した手当を返納していただくことがあります。

- 手当の対象となる児童が増えたとき
- 手当の対象となる児童が減ったとき
- 受給資格者や児童が氏名を変更したとき
- 受給資格者が振込先の金融機関の口座を解約したとき、または振込先の金融機関を変更したいとき（届出が遅れた場合は、手当の支払日に振り込めませんのでご注意ください）
- 受給資格者や児童、扶養義務者が住所を変更したとき
- 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになったとき、または扶養人数の増減により所得制限限度額の適用が変更になったとき
- 児童扶養手当証書を紛失・破損したとき
- 受給資格者や児童、家族が公的年金を受給するようになったとき

受給資格者・児童が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）を受給できる場合

- 児童扶養手当は公的年金給付等の額が児童扶養手当額よりも低いとき（障害年金の子の加算については、子の加算額が児童扶養手当額より低いとき）、その差額分を受給できます
- 愛知県遺児手当は受給できません
- 豊橋市母子父子福祉手当は影響を受けません

電子申請をご利用ください

- 児童扶養手当などの手当の振込先の金融機関の変更手続き
- 児童扶養手当証書の再発行手続き

この2つの手続きはスマートフォンやパソコンから申請できます。



7 手当を受けられなくなるとき

下記のような状態になった場合

- 父または母が婚姻の届出をしたとき、また事実上の婚姻状態（異性との同居や定期的な訪問、生活費の援助があるなど）にあるとき
- 受給資格者または扶養義務者（申請者と同居する父、母、兄弟姉妹、祖父母、子、孫などの親族）の所得が所得制限限度額を超えているとき
- 児童を扶養しなくなったとき、また児童が児童福祉施設などに入所したとき、里親に預けられたとき
- 豊橋市内に受給資格者の住所がないとき

ご注意ください

- 手当を受給中に左記のいずれかに該当する状況になったときは、すぐに子育て支援課までご連絡ください。状況を聞き取りさせていただくとともに、届出が必要となります。
- 手当の受給資格がなくなったのに、届出をしないまま手当を受給し続けたときは、児童扶養手当法などの規定に基づき、その期間に受給した手当を返納していただきます。
- 虚偽の申告により手当を受給したときは、法律により罰せられます。
(参考) 児童扶養手当法第35条(罰則) 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

母子父子家庭等医療費の助成

TEL 0532-51-2335



母子・父子家庭等の方が健康で安心して生活を送れるよう、医療費を公費で負担します。

1 対象となる方

一定の所得以下※の方で、母(父)子家庭等により、18歳に到達する年度の終了を迎えるまでの児童を扶養している母(父)およびその児童、父母のいない児童

※児童扶養手当などの所得制限に準じます。ただし扶養義務者の所得審査はありません。

- 助成を受けるためには、税法上の扶養や保険の扶養などの条件があります。

2 助成の対象

保険診療の自己負担分を全額助成します。

3 児童の受給者証について

年齢区分によって、使用する受給者証が異なります。

未就学児	小学生～18歳到達年度終了
子ども医療費受給者証	母子父子家庭等医療費受給者証

有効期間にご注意ください

毎年、8月1日現在の児童の養育状況や前年の所得状況を審査するため、更新申請書を提出していただきます。この届は次年度の医療費の助成を継続できるか確認するためのものです。したがって、この届を提出されない場合、11月分以降の助成が受けられなくなりますので、必ず提出してください。



母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方々の経済的自立のための資金や、児童の就学・就職のための資金など、生活の安定と向上、児童の福祉の増進のために必要な資金をお貸しする制度です。

1 貸付を受けられる方

①から⑥のいずれかに該当する方

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方（母子家庭の母、父子家庭の父）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童
- ③ 父母のいない20歳未満の児童
- ④ かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことがある、配偶者のいない女子（寡婦）
- ⑤ 40歳以上の配偶者のいない女子
- ⑥ ④⑤が扶養している子

2 貸付の申請・審査

- 必要書類や条件などは、貸付金の種類により異なります。貸付決定までに期間を要するため、貸付申請をお考えの方は余裕を持って事前にご相談ください
- 貸付には審査があります。審査の結果、資金の使用目的や返済能力（多額の負債、税金の滞納など）の観点から貸付が妥当でない場合、または貸付が自立に結びつかないと認められる場合は貸付できません

3 母子父子寡婦福祉資金の一覧

貸付金の種類	貸付金の内容	利 息
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備・機械などの購入資金	無利子 (連帯保証人のない場合は年1.0%)
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備・商品などを購入する運転資金	
技能習得資金	事業を開始するため、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料・通学費などの資金	
住宅資金	住宅の建設・購入、居住している住宅の増改築・補修などに必要な資金	
転宅資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	
医療介護資金	短期間（1年以内）の医療・介護を受けるために必要な資金	
生活資金	技能習得期間中、医療または介護を受けている期間中、失業期間中、またはひとり親家庭になって7年未満の世帯の生活資金	
結婚資金	扶養する児童・子の婚姻に際し必要な資金	
就職支度資金	就職するために直接必要な被服・靴・通勤用自動車などを購入する資金	無利子
修学資金	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校に就学するための授業料・書籍代・交通費などに必要な資金	
就学支度資金	小学校・中学校・高等学校・大学・大学院・専修学校などに入学するための受験料・入学金・制服代などに必要な資金	
修業資金	児童・子が事業を開始するため、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料・通学費などの資金	

※高等学校等に修学中の児童が18歳到達の年度の末日に達したことにより児童扶養手当を受けることができなくなった場合、修学資金や修業資金に手当相当額の加算が受けられます。



詳しくはこちら▶



JRの通勤定期乗車券の割引

TEL 0532-51-2321

児童扶養手当を受給している世帯の方は、JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

(通学定期は対象外)

- 事前に子育て支援課で証明書の発行を受ける必要があります

《必要なもの》写真（6か月以内に撮影したタテ2cm×ヨコ1.8cmの正面上半身のもの）、
児童扶養手当証書

愛知県母子父子寡婦
福祉連合会ホームページ▶

住宅支援資金の貸付

TEL 0532-51-2320

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方を対象に、住居の家賃支払に必要な資金を無利子で貸し付けます。貸付後、1年間就労を継続したときは、返済が免除されます。

- 申請を希望する方は、事前相談が必要です
- 貸付には審査がありますので、貸付を受けられない場合があります

《対 象》

次のすべてに該当する方（生活保護受給者は対象外です）

- 児童扶養手当を受給している
- 母子・父子自立支援プログラムを子育て支援課で策定している
- 貸付から1年以内に就職または自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年以上就労を継続する見込みがある

《貸付額》

1か月あたり上限70,000円（貸付期間は12か月間まで）

《返済免除や制度に関する問合せ》

- 愛知県母子寡婦福祉連合会（TEL052-915-8862）

税の控除について

所得税や住民税で、ひとり親控除が受けられる場合があります。

詳しくは、申告の際に豊橋税務署または市民税課（TEL0532-51-2200）へお問い合わせください。

税の控除で影響のある例（個別の手続きは不要です）

制 度	問合先
保育料	保育課 TEL0532-51-2322
市営住宅使用料	豊橋市営住宅管理センター TEL0532-57-1006
日常生活支援事業利用料 母子・父子家庭高等職業訓練給付金	子育て支援課 TEL0532-51-2320

03

仕事のはなし



母子・父子自立支援員による就業支援

TEL 0532-51-2320



一人ひとりの状況を聞き取りしながら、ハローワークと連携して就業支援を行います。いつでもご相談ください。

1 就業相談

- 自立支援員が、ひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、一人ひとりの状況を聞き取りながら、仕事探しを応援します
- 就労準備支援プログラムを策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います

2 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 児童扶養手当の受給者を対象に、ハローワークと共同で実施する事業です
- 自立支援員との面談の上、この事業に参加すると、ハローワークの担当者による個別の支援を一定の期間受けられます

母子家庭等就業支援センターの各種事業

TEL 0532-51-2320



職業紹介や講習会の開催、情報提供など、一貫した就業支援サービスや、養育費相談などの生活支援サービスを行っています。利用する場合は、子育て支援課を経由して手続きが必要です。

1 就業相談・無料職業紹介

就業支援員が、ひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、一人ひとりの状況を聞き取りながら、仕事探しを応援します。また求人情報の提供や職業紹介を行います。



2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。
会場は、名古屋市はじめ愛知県内です。一部、豊橋市の会場もあります。

《講習内容》 パソコン講習・経理事務・介護職員初任者研修など

《日程》 講習内容により、曜日・回数ともに異なります。

《対象》 母子家庭の母と父子家庭の父、寡婦の方

《定員》 各20名程度

《受講料》 無料（教材費、交通費は自己負担）

《申込み》 各講習の募集期間内に、子育て支援課で受付



3 求人情報検索サービス・公式LINE

公式LINE ▶

スマートフォン・パソコンで、求人情報の検索や配信が受けられるサービスです。
公式LINEにて講習会やセミナー、求人情報、その他お役立ち情報などをお届けします。

4 相談

●弁護士相談

愛知県母子寡婦福祉連合会（Tel052-915-8862）

各種の法律相談などを弁護士が行います。相談には予約が必要です。

※市を経由して手続きが必要なものもありますので、相談を希望する場合は、子育て支援課（Tel 0532-51-2320）へお問い合わせください。

●養育費相談

養育費相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター内 Tel052-915-8816）

養育費に関することや、親子交流の問題などを相談できます。離婚前の方も対象です。

母子・父子家庭等自立支援給付金

TEL 0532-51-2320



ひとり親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講する場合、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、給付金を支給します。いずれも**母子・父子自立支援員への事前の面談が必要です。**

1 自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのため、指定された教育訓練講座を受講した方に、給付金を支給します。

講座受講前にご相談ください。

《対象要件》

- 母子・父子自立支援プログラムを策定していること
- 就職（増収）を目的とした受講であり、その教育訓練が適職に就くために必要と認められること

《支給額》対象講座の受講料の6割相当額（下限12,001円で、上限20万円）

専門実践教育訓練の場合は、修学年数×40万円（最大160万円）

※要件を満たした場合、追加支給があります。

※雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けている場合、自立支援教育訓練給付金は差額分の支給となります。

対象となる講座は

厚生労働省の教育訓練給付制度講座検索システムで
ご確認ください。



2 高等職業訓練促進給付金・訓練修了支援給付金

看護師や介護福祉士など、経済的自立に効果的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給します。**修業開始前**にご相談ください。

《対象要件》

- 児童扶養手当の支給を受けており（またはそれと同等の所得水準で）、既求職者支援制度や雇用保険法24条に定める訓練給付金等の受給がないこと※所得制限額を超えても1年間は対象
- 6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 就業または育児と修業との両立が困難であると認められること

《支給期間》修業期間の全期間（上限4年）

《支給額》●市民税非課税世帯の方は、月額10万円、修了時50,000円

●市民税課税世帯の方は、月額70,500円、修了時25,000円

※最後の12か月間は、4万円増額

04

学びのはなし



子どもの居場所づくりと学習支援「学習教室ステップ」

TEL 0532-51-2321 電子申請はこちら▶



- ひとり親家庭などの子どもの学習を、大学生の講師が中心となって支援します
- 教科書や問題集・宿題などを持参し、各自のペースで勉強を進めながら、苦手な教科やわからないところがあれば、大学生の講師がやさしく教えてくれます
- 45分間集中して勉強・15分間休憩を3回繰り返します
- 休憩中には、大学生の講師たちと勉強以外の話をしながら楽しく過ごせます

《対 象》ひとり親家庭などの小学4年生～高校生

《利 用 料》無料

《申 込 み》事前登録が必要です。子育て支援課で随時受け付けていますのでお気軽にお問い合わせください。

《会場など》

会 場	開催日	定 員	時 間
カリオンビル	毎週土曜日	45名	午後1時30分から 午後4時30分まで
豊校区市民館	第1・3土曜日	15名	
大清水まなび交流館 ミナクル	第2・4土曜日	15名	
視聴覚教育センター	第2・4土曜日	15名	午後1時から 午後4時まで

〔保護者向け〕

学習支援コーディネーター（元・教員）による無料相談も実施中！

子どもの学習のことや、進路のこと、生活の悩みなど、何かお悩みがあればお気軽にご相談ください。 ※予約制ですので、まずはお電話でお問い合わせください。



正規雇用を中心とした、より良い条件での就職や転職の可能性を広げるため、ひとり親家庭の方の学び直しを支援します。

《支援内容》高校を卒業していないひとり親、もしくは子で母子・父子自立支援プログラムを策定している方が、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を受講するときに、給付金を支給します。

《支給額》

	通信制		通学または通学・通信併用	
	支給額	上限	支給額	上限
開始時	受講費用の4割	① 10万円	受講費用の4割	① 20万円
修了時	受講費用の1割	② ①と合わせて12万5千円	受講費用の1割	② ①と合わせて25万円
合格時	受講費用の1割	③ ①②と合わせて15万円	受講費用の1割	③ ①②と合わせて30万円

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

《申込み》講座受講前に母子・父子自立支援員へご相談ください。

その他の支援

●就学援助制度

学校教育課 (TEL0532-51-2825)

経済的な理由により就学にお困りの方に対し、小・中学校での給食・学用品費など費用の一部を援助します（所得制限あり）。

●高等学校等助成制度

子どもが高等学校等に就学する保護者の経済的負担軽減のため、授業料無償化等の各種助成制度があります。詳細は各学校または各担当課室へお問い合わせください（※県立、私立、市立により対象となる助成制度が異なります）。

県立：各学校または愛知県教育委員会事務局

- ・授業料（就学支援金）財務施設課 (TEL052-954-6762)
- ・端末購入費補助 ICT教育推進課 (TEL052-954-7461)
- ・奨学給付金、奨学金 高等学校教育課 (TEL052-954-6785)

私立：各学校または愛知県県民文化局学事振興課私学振興室 (TEL052-954-7477)

市立：各学校または豊橋市教育委員会教育政策課 (TEL0532-51-2857)

●奨学金と高等教育の修学支援新制度

日本学生支援機構 (TEL0570-666-301) または各学校の学生課や奨学金窓口

経済的な理由により大学などへの進学にお困りの方に、必要な資金を貸付ける奨学金制度があります。また、高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生は、「授業料・入学金の減免」と「給付型奨学金」による手厚い支援を受けられます。

《対象となる学校》

大学・短期大学・高等専門学校（4・5年次、認定専攻科）・専門学校など

詳しくはこちら ▶



※母子父子寡婦福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）

については、16ページをご覧ください。

05

生活のはなし



子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)

TEL 0532-51-2233



病気や冠婚葬祭などのため一時的に児童の養育ができない場合や、保護者が仕事により平日の夜間または休日に不在となる場合、児童養護施設等で児童を一時的に預かります。

	ショートステイ	トワイライトステイ
利用料	2歳未満 日額5,350円 2歳以上 日額2,750円	夜間（午後4時～翌日午前9時）日額 750円 休日（午前8時～午後6時）日額1,350円 ※別途、食事代が必要

- 利用にあたっては、子育て支援課への事前申込が必要です
- 世帯の課税状況によって、利用料の減免を受けられる場合があります

ファミリー・サポート・センター

TEL 0532-56-7500



子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いをしたい方がネットワークを作り、お互いに助け合う会員組織です。会員登録には、センターが実施する講習会への参加が必要です。

《対象児童》 0歳児～小学6年生

《支援内容》 冠婚葬祭や子どもの学校行事の際の子どもの預かり、保育園等への送迎など

《利用料》（令和8年4月1日時点）子ども1人につき1時間あたり600円～800円

（令和8年10月1日以降）子ども1人につき1時間一律800円

※ひとり親世帯等の会員には市が利用料の一部を補助します（事前登録必要）。

《問合せ先》 とよはしファミリー・サポート・センター

豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センター あいトピア3階

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

日常生活支援

TEL 0532-51-2320



自立のための就業や疾病等により、一時的に日常生活に支障が生じた方へ、生活援助を行う支援員を派遣します。

《支援内容》 食事のお世話や住居の掃除、身の回りのお世話、医療機関との連携など、日常生活上必要な用務においてシルバー人材センターから支援員を派遣します（年2ヶ月、月5回まで）。支援を希望する場合には、事前登録が必要です。

《利用料》 1時間300円（非課税世帯は無料）

その他の支援

●保育園、認定こども園 各園または保育課 (Tel0532-51-2374)

就労や病気等の理由により家庭で保育ができない児童を、保護者にかわって保育します。

詳しくはホームページをご確認ください。

詳しくはこちら▶



●児童クラブ、放課後子ども教室 地域教育推進室 (Tel0532-51-2856)

小学生が放課後を安全かつ安心して過ごすことのできる場所です。児童クラブは、学校から帰宅しても保護者が勤務等により不在となる家庭が対象です。利用料が必要ですが、減免・助成を受けられる場合があります。

●放課後等デイサービス 障害福祉課 (Tel0532-51-2347)

障害のある就学中の児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練や、地域社会との交流促進のための支援を行います。

●フードドライブ 子育て支援課 (Tel0532-51-2233)

収入が減少したなどで支援を必要としているひとり親世帯などを対象に食品を配付する取り組みです。年に数回実施します。※要申込、抽選

●こどもの居場所（こども食堂・学習支援教室） 各団体または子育て支援課 (Tel0532-51-2233)

食事提供や学習支援などを無料または安価で行う団体です。

詳しくはホームページをご確認ください。

詳しくはこちら▶



●相談窓口

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

内 容	窓 口	電 話	受 付
子育てに関する総合相談	こども未来館「ここにこ」 ※令和8年8月下旬（予定）まで休館しています。 電話相談は引き続き受付しています。	0532-21-5528	月～火・木～日曜日 9:30～17:00
	こども保健課（ほいっぷ内）	0532-39-9160	月～金曜日 8:30～17:15
子どもの発達	こども発達センター（ほいっぷ内）	0532-39-9200	火～土曜日 8:30～17:15
教育一般・不登校・いじめ	教育会館相談室	0532-33-2115	月～土曜日 9:00～12:00 13:00～18:30
虐待・子育ての悩み	こども若者支援センター 「ココエール」	0532-51-2327	月～金曜日 9:00～19:00
家庭・子育ての悩み	こども若者支援センター 「ココエール」家庭児童相談員	0532-54-7830	土・日曜日 9:00～17:00
非行・ひきこもり・子の就労	子ども・若者総合相談窓口	0532-51-2855	月～金曜日 10:00～17:00
ひとり親家庭心配ごと電話相談	豊橋市母子福祉会	0532-56-7100	第2火曜日 9:00～15:00

豊橋市母子福祉会のご案内

母子福祉会は、母と子のふれあいや、母子家庭の交流を大切に年会費1,000円で、さまざまな行事や事業を行っています。

ご相談、お問い合わせは…

豊橋市八町通五丁目9番地 八町地域福祉センター5階

豊橋市母子福祉会 Tel0532-56-7100 火・木曜日 午前9時～午後3時

最新情報を
LINEでお届け!

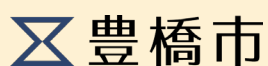
LINE

公式アカウント 豊橋市ひとり親 家庭支援LINE

子育てに関する情報や食料品
などの配布、ためになる講習
会などの支援情報を定期的
にお届けします。
電子申請や自立支援員への
相談フォームもあります。
ぜひ登録してください。



LINEアプリの「友だち追加」から
QRコードを読み取るか、
ID「138ovbjc」を検索して
登録してください。



豊橋市 こども未来部 子育て支援課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話 ☎0532-51-2320・2321
<https://www.city.toyohashi.lg.jp>
令和8年7月発行